

令和7年度春休み
学びと遊びと体験の広場
(長期休業中の放課後子ども教室)
参加申込の手引き

大野市教育委員会事務局 生涯学習・文化財保護課

〒912-0087

福井県大野市城町 9-1

学びの里「めいりん」内

電話 0779-65-5590

もくじ

1	はじめに必ずお読みください.....	2
2	放課後子ども教室について.....	3
3	実施日について.....	3
4	会場について.....	3
5	参加者負担金について.....	3
6	実施時間と1日のスケジュール.....	4
7	参加要件について.....	4
8	定員について.....	6
9	参加申込の選考について.....	6
10	受付期間とスケジュール.....	6
11	オンライン申込の方法について.....	7
12	参加にあたっての注意事項.....	11
13	重要事項説明.....	11
14	よくある質問.....	12

1 はじめに必ずお読みください

学びと遊びと体験の広場（長期休業中の放課後子ども教室）参加申込は、原則オンラインで受け付けます。

○申込は、スマートフォン、タブレット、PCのいずれでも可能です。

▼申込期間：令和8年2月10日（火）～2月27日（金）まで

※ インターネット環境がないなど、オンライン申込が困難な方は、生涯学習・文化財保護課にお問い合わせください。

○申込は先着順ではありませんが、期限内に申し込みをしてください。

○原則、全日程のカリキュラムに参加することを条件とします。スイミングの強化練習などの習い事で、一定期間カリキュラムに参加できない場合は、各児童センターで実施する放課後児童クラブ（春季休業中）に申し込みすることができますので、ご相談ください。

オンライン申込に進む前に、次の準備をしてください。

(1) 就労証明書など保育を必要とする理由を示す書類を用意する。（画像可）

※次の①②の全ての方の書類が必要です。

①児童と同居する大人全員（ただし、76歳以上の方は不要）

※本書において大人とは、令和7年4月1日時点で満18歳以上の方をいいます。

②別居の祖父母（76歳以上の方は不要。校区外に住んでいる場合も不要。）

令和7年度夏休み・冬休みの学びと遊びと体験の広場を申し込んだ際に、就労証明書などを提出し状況に変更がない方、令和8年度の保育所・認定こども園の入園申込時に就労証明書を提出された方は、提出した書類のみ添付を省略できます。

(2) 児童のこども医療受給者証を用意する。（画像可）

(3) 実際にオンライン申込をする保護者1名の顔写真付きの本人確認書類を用意する。

（運転免許証など）

(4) 大野市内に祖父母（別居を含む）がいる方は、祖父母の住所・生年月日をあらかじめ把握しておく。

☆各種様式については、本手引きの7ページ「1.1 オンライン申込の方法について」を参照ください。

2 放課後子ども教室について

○地域の方々の参画を得ながら、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行い、放課後における子どもの安全で安心な居場所を確保することを目的としています。

3 実施日について

○ 実施日：3月25日（水）、26日（木）、27日（金）、30日（月）、31日（火）
4月1日（水）、2日（木）、3日（金）、6日（月）、7日（火）

4 会場について

子ども教室名	会場	電話
乾側放課後子ども教室	・大野市エキサイト広場総合体育館施設 ※全てのカリキュラムの集合・解散場所です。 ・学びの里「めいりん」	エキサイト広場
小山放課後子ども教室		0779-65-5592
上庄放課後子ども教室		学びの里
富田放課後子ども教室		「めいりん」
阪谷放課後子ども教室		0779-65-5590

※「学びの里 めいりん」への移動は、主催者が対応します。

※緊急の場合は、上記の電話番号に連絡してください。

5 参加者負担金について

○全日程終了後に納付書を送付しますので、金融機関にて納付してください。

開設日	開設時間	参加者負担金
長期休業中	午前8時から午後6時まで	1日 300円

○材料費等の実費を負担していただくことがあります。

○市町村民税非課税世帯や、児童扶養手当の受給世帯及び母子家庭等医療の助成対象世帯は、児童一人当たり1か月3,600円まで参加者負担金が免除されます。

6 実施時間と1日のスケジュール

○基本的な生活習慣を身に付けるため、机に向かう時間を設けていますが、子ども教室は学習を目的とした場ではありません。職員が宿題をチェックすることはありませんので、学習の内容についてはご家庭でご確認をお願いします。

○実施時間（主な1日のスケジュール）

※必ずエキサイトの玄関まで、保護者が付いてきてください。

8:00～ 9:00 受け入れ※午前8時45分までに会場に到着してください。

9:00～ 9:45 学習時間※宿題は児童の自主性に任せています。

9:45～10:00 そうじ（テーブル、廊下）

10:00～12:00 個別カリキュラム（午前の部）

12:00～12:45 昼食（休憩）

13:00～15:00 個別カリキュラム（午後の部）

15:00～17:00 自由時間（見守り）

17:00～18:00 お迎え対応

※午前8時前の受け入れの対応はできません。

※お迎えは午後6時までとなっています。

※午後4時以降はお迎えの時間は自由です。

7 参加要件について

○参加対象は、乾側、小山、上庄、富田、阪谷地区の放課後子ども教室の対象となる児童と同居する大人全員（ただし、76歳以上の方を除く）と、別居の祖父母（76歳以上である場合と校区外に住んでいる場合を除く）が、次の要件のいずれかに該当する場合があります。

○自営業、農業の場合は、勤務地等によって参加できないことがあります。

	事由	内容
①	就労	保護者が昼間就労していること
②	就学	大学、専門学校や職業訓練校に通っていること
③	妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと（産前8週、産後8週まで）
④	疾病・障害	疾病・負傷または心身に障害を有していること
⑤	介護・看護	親族を介護または看護をしていること
⑥	その他	上記以外の理由（やむを得ない理由があると教育長が認める場合）

① 就労

【条件】保護者等が昼間就労していること（自営業、農業などを含む。）

【必要書類】（1）会社員や公務員などの場合

- ・ 就労証明書（指定様式。勤務先の企業等に作成を依頼してください。）

(2) 自営業の場合（次の両方が必要）

- ・ 就労証明書（指定様式。自身で作成してください。）
- ・ 営業していることが分かる書類
（営業許可証、開業届、登記簿等の写し、確定申告書などの写し）

就労証明書の証明印はが不要です。

勤務先企業等が作成した証明書のデータをEメールなどで受け取り、そのままオンライン申込に使用できます。

② 就学

【条 件】 大学、専門学校や職業訓練校に通っていること

【必要書類】 在学証明書（指定様式）

③ 妊娠・出産

【条 件】 保護者（母）が妊娠している、または出産後間がないこと

【必要書類】 母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）

【有効期間】 産前8週（多胎妊娠の場合は14週）に入る初日から、産後8週を経過する月の末日まで

④ 疾病・障害

【条 件】 病気、負傷、障害により保育ができないこと
（本人が介護を必要としている場合を含む）

【必要書類】 以下①②③のいずれか

① 障害者手帳等の写し

② 医師診断書（任意様式。通院を要する旨や保育ができない旨の記載が必要）

③ その他、入院や通院により保育ができないことが分かる書類

⑤ 介護・看護

【条 件】 親族を介護または看護していること

【必要書類】 以下①②の両方

① 介護・看護申立書（指定様式）

② 介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写しまたは医師診断書

⑥ その他

【条 件】 やむを得ない理由があると教育長が認める場合

【必要書類】 その他の理由を証明する書類

8 定員について

- 定員：40名
- 申込書類に不備があり、期間までに申込書類の提出が完了しない場合は、申込みがなかったものとみなしますので、ご注意ください。
- 保育を必要とする児童で、「学びと遊びと体験の広場（長期休業期間の子ども教室）」に参加できない場合は、各児童センターで実施する放課後児童クラブ（春季休業中）に申込みすることができますので、ご相談ください。

9 参加申込の選考について

○定員を超えて参加申込があった場合、保育の必要性の度合いが高い家庭を優先して参加を決定します。選考基準は以下のとおりです。

事 由	点数
・保護者（父母）がいずれも就労している場合 ・入園時に母が産前8週から産後8週の間にある場合	4
・同居の祖父母がいない／同居の祖父母が保育できない場合（求職活動以外）	3
・同居の祖父母がいずれかが70歳以上である場合	2
・同居の祖父母がいずれかが65歳以上である場合	1

○点数が大きいほど優先度が高くなります。

○点数が同じである場合は、同居の祖父母の平均年齢が高い子どもを優先します。

10 受付期間とスケジュール

- 申込期間：令和8年2月10日（火）から2月27日（金）まで
※先着順ではありません
- 決定の連絡：3月9日（月）に選考結果を通知します。
- 保護者説明会：参加決定児童の保護者対象に説明会を開催します。
日時、会場等は決定通知でお知らせします。

1 1 オンライン申込の方法について

1. 学びと遊びと体験の広場（長期休業中の放課後子ども教室）参加申込は、原則オンラインで受け付けます。

申込は、スマートフォン、タブレット、PCのいずれでも可能です。

※インターネット環境がないなど、オンライン申込が困難な方は、生涯学習・文化財保護課にお問い合わせください。

2. オンライン申込に進む前に、次の準備をしてください。

(1) 就労証明書など保育を必要とする理由を示す書類を用意する。（画像可）

※次の①②の全ての方の書類が必要です。

①児童と同居する大人全員（ただし、76歳以上の方は不要）

※本書において大人とは、令和7年4月1日時点で満18歳以上の方をいいます。

②別居の祖父母（76歳以上の方は不要。校区外に住んでいる場合も不要。）

※就労証明書等の添付を省略できる方

令和7年度夏休み・冬休みの学びと遊びと体験の広場を申し込んだ際に、就労証明書などを提出し状況に変更がない方、令和8年度の保育所・認定こども園の入園申込時に就労証明書を提出された方

(2) 児童のこども医療受給者証を用意する。（画像可）

(3) 実際にオンライン申込をする保護者1名の顔写真付きの本人確認書類を用意する。
（運転免許証など）

(4) 大野市内に祖父母（別居を含む）がいる方は、祖父母の住所・生年月日をあらかじめ把握しておく。

○各種様式は大野市ホームページの「各種様式はこちら」からダウンロードできます。

<https://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/kosodate/jidou-center/r7jidokan.html>



ダウンロードできる様式 「就労証明書」「介護・看護申立書」「在学証明書」

3. 「福井県電子申請サービス」にアクセスする。

▼福井県電子申請サービス

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>



4. 「福井県電子申請サービス」の利用者登録を行う。

上記WEBサイトの上部の「ログイン」を押す。

⇒「利用者登録」を押し、利用者登録を行う。

※メールの受信制限をされている方は、

「info@shinsei.e-fukui.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

5. 「R7 春・学びと遊びと体験の広場の参加申込」のページにアクセスする。

▼（方法1）直接アクセスする。

[https://shinsei.e-](https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=182052&shinseiFmtNo=sb0325&shinseiEdaban=01)

[fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=182052&shinseiFmtNo=sb0325&shinseiEdaban=01](https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=182052&shinseiFmtNo=sb0325&shinseiEdaban=01)



▼（方法2）トップページから手続きを探してアクセスする。

(1) 「申請先の選択」画面で、「大野市」を選択する。

(2) 「検索条件を選択」を押し、キーワードで「学び」と入力して検索するか、「生活シーンで絞り込む」から、「育児・学生」を選択して検索する。

⇒ログインを求められた場合は、利用者IDとパスワードを入力してログインする。

⇒「R7 春・学びと遊びと体験の広場の参加申込」を選択し、申込フォームに進む。



6. 申込フォームに必要事項を入力する。

「**手続案内のページの電子申請をする**」を押して申込フォームへ進む。
所要時間は15分程度です。

設問が多いため、途中で保存する場合は、ページの一番下の**申請書一時保存**を押して一時保存してください。一度保存したデータは、トップページの「最近の申請」から呼び出して、申込を再開することができます。

入力が済んだら、ページ一番下の**次へ**を押してください。

この画面は、申込期間（2025年01月31日～2025年03月08日）と受付期間（2025年01月31日～2025年03月08日）が表示された状態で、縦1ページの用紙サイズが示されています。下部には「**電子申請をする (電子証明書が不要)**」というボタンが赤い枠で強調されています。

7. 添付書類を添付する。

「添付資料選択」画面に移ります。

⇒提出方法を選択し、**ファイルを選択**を押す。

⇒全ての書類の添付が完了したら、**次へ**を押す。

スマートフォンの場合、**ファイルを選択**を押すと、写真撮影またはファイルの選択が可能になります。手元にある紙の書類をここで撮影して添付することができます。

添付可能なファイルサイズの合計は最大20MBです。

ファイルサイズを抑えるポイント

- ・ 父母の就労証明書等は、2枚1組でまとめて撮影する。
- ・ 祖父母の就労証明書等も、2枚1組でまとめて撮影する。
- ・ 児童の保険証と保護者の本人確認書類も、まとめて撮影する。
- ・ 画像圧縮アプリなどを使用して、ファイルサイズを抑える。

(ただし、判読できる程度のサイズに留める)

ファイルサイズが大きい場合、送信中に画面がしばらく動かなくなることがありますが、閉じたり戻ったりせずに、そのままお待ちください。

- ・ 原則、**申請時添付**を選択してください。
- ・ どうしても添付がうまくいかない場合のみ、**郵送で提出**または**窓口で提出**を選択し、申込期間内に生涯学習・文化財保護課まで提出してください。

※添付書類が提出されるまで、審査は完了しません。

添付書類は最大で8枚まで選択できます。**枠が余った場合、その枠は提出しない**を選択してください。

この画面は「添付資料選択」のスクリーンショットです。申請先は「大野市」、手続名は「学びと遊びと体験の広場・春の参加申込」が設定されています。添付資料として「本人確認書類+児童の保険証」と「父+母の就労証明書など」がリストアップされています。各項目の下には「2枚まとめて撮影してください」という指示と、「任意」のラジオボタン（申請時添付、郵送で提出、窓口で提出、提出しない）があります。また、「ファイルを選択」ボタンが赤い枠で強調されています。

▼必要な添付書類について ⇒「7 参加要件について」(4 ページ)をお読みください。

【必須】

- ①児童と同居する大人全員(ただし、76歳以上の方は不要)の保育を必要とする理由を示す書類(就労証明書など。画像可)
- ②別居の祖父母(76歳以上の方は不要。校区外に住んでいる場合も不要。)の保育を必要とする理由を示す書類(就労証明書など。画像可)
- ③児童のこども医療受給者証(画像可)
- ④実際にオンライン申込をする[保護者1名の顔写真付きの本人確認書類](#)(運転免許証など)の画像

8. **送信**を押して、申込を完了する。

申請した内容は、完了画面の**申請書控え保存**を押すと、PDF ファイルでダウンロードすることができます。

また、トップページの「最近の申請」から、いつでも申請状態や内容を確認することができます。申請状態は、市の審査段階に応じて、次の順番で進んでいきます。

※段階が進むごとに、自動でメールが送られてきます。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 申込が完了したとき | ⇒ 「受付中」 |
| (2) 市が申込を「受理」したとき | ⇒ 「審査中」 |
| ※市が申込を「不受理」にしたとき | ⇒ 「申請不受理」 |
| (3) 申請に不備があったとき | ⇒ 「補正指示」 |
| (4) 市が審査を完了したとき | ⇒ 「完了」 |

選考結果は、3月9日(月)に発送します。

申込を取下げたい場合や、訂正したい場合は、「14 よくある質問」の「[\(4\) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。](#)」(13 ページ)をお読みください。

子ども2人以上の申込を行う場合は、人数分の申込を行ってください。

その際、1人目の内容を引用してスムーズに再度申込することができます。

詳しくは、「14 よくある質問」の「[\(13\) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。](#)」(14 ページ)をお読みください。

1 2 参加にあたっての注意事項

1. 館内での飲食について

館内は飲食禁止となっています。おやつやジュースは持たせないでください。(アレルギー対応などのため)

2. 学びと遊びと体験の広場（長期休業中の放課後子ども教室）を休む時

都合で欠席する場合は、児童の安全確認のため必ずエキサイト広場(0779-65-5592)へ電話で連絡してください。

3. 来館方法

必ずエキサイト広場の玄関まで保護者が付き添ってください。

4. 帰宅方法

同居のご家族（大人）が迎えに来てください。子どもだけの帰宅は危険なので許可しません。なお代理の方が迎えに来られる場合は、事前に連絡をしてください。

5. その他

学びと遊びと体験の広場（長期休業中の放課後子ども教室）活動中は外出はできません。活動中に体調を崩したり、ケガをしたりした場合、保護者へ連絡しますのでお迎えなど速やかに対応してください。

1 3 重要事項説明

下記のいずれかに該当した場合、利用をお断りする場合があります。

- (1) 申請書等の内容に虚偽の記入または申立てがあった場合
- (2) 開所時間に児童を送迎できない場合
- (3) 児童が集団生活を送ることが難しい場合
- (4) 他児や指導員へ故意による暴力行為や施設備品の破壊行為があった場合
- (5) 他児へ精神的苦痛や危害がおよぶ場合
- (6) 学びと遊びと体験の広場（長期休業中の放課後子ども教室）参加中に指導員による医療行為を必要とする場合
- (7) 学びと遊びと体験の広場（長期休業中の放課後子ども教室）の運営上、支障が認められた場合

14 よくある質問

よくある質問一覧

1. オンライン申込の方法について..... 13
 - (1) 最初にまず何を準備すべきですか。..... 13
 - (2) 福井県電子申請サービスの利用登録がうまくできません。..... 13
 - (3) 回答項目が多いですが、途中で保存することはできますか。..... 13
 - (4) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。..... 13
 - (5) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。..... 14
 - (6) 添付書類のオンライン提出は、どのような形で行うのですか。..... 14
 - (7) 添付書類をまとめて撮影する場合どのように撮影するとよいですか。..... 14
 - (8) 「申請内容修正のお願い」というメールが届きましたが、どうすればよいですか。..... 14
 - (9) 申込が届いているか不安です。..... 14
2. 就労証明書などの「保育を必要とする理由を示す書類」について.....15
 - (10) 就労証明書などの添付が省略できるのはどのような場合ですか。..... 15
 - (11) 19歳の兄や姉も保育を必要とする理由を示す書類の提出が必要ですか。..... 15
 - (12) 児童の父親（母親）が遠方に単身赴任していますが、就労証明書は必要ですか。..... 15
 - (13) 同居の祖父母、校区内の祖父母が高齢ですが、就労証明書等は必要ですか。..... 15

1. オンライン申込の方法について

(1) 最初にまず何を準備すべきですか。

「[1 はじめに必ずお読みください](#)」をお読みください。

(2) 福井県電子申請サービスの利用登録がうまくできません。

福井県電子申請サービスの利用方法については、こちらをお読みください。

▼初めて利用する方へ

<https://bit.ly/3hPXxXE>



(3) 回答項目が多いですが、途中で保存することはできますか。

申込の途中で一時保存ができます。ページの一番下の「申請書一時保存」ボタンを押してください。一度保存したデータは、トップページの「最近の申請」から呼び出して、申込を再開することができます。

(4) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。

申込の訂正はできません。取下げと再度申込を行ってください。方法は次のとおりです。その際、先に再度申込を行ってから取下げを行っていただくと、最初の申込内容を引用して再度申込ができるため、スムーズです。

※最初に取下げをしてしまうと、2回目は最初から行う必要があります。

※**不要な申込は必ず取下げてください。二重のままにしないでください。**

▼市が申込を「受理」する前の場合

1. まず、再度申込を行う。

(1) 福井県電子申請サービスにログインする。

(2) トップページから、「最近の申請」を確認する。

(3) 取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。

(4) ページ下部の「再利用申請」を押し、最初の申込内容を引用しながら訂正したい箇所を訂正し、再度申込を完了する。

2. 次に、最初の申込を取下げる。

(5) (2)に戻り、取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。

(6) ページ下部の「申請取下げ」を押し、申請を取下げる。

※申請状態によっては取下げができない場合があります。この場合は、生涯学習・文化財保護課に電話で連絡してください。

▼既に市が申込を「受理」し、「審査中」になっている場合

1. まず、再度申込を行う。(上と同じ)

2. 生涯学習・文化財保護課に電話し、最初の申込を取下げる。

(5) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。

2人以上同時に申し込む場合であっても、申込は人数分行ってください。

その際、就労証明書などの添付も必ず毎回行ってください。

なお、次の方法で1人目の申込内容を引用してスムーズに再度申込することができます。

1. 1人目の申込みを完了し、完了画面の「申請履歴を表示する」を押すか、トップページから「最近の申請」を確認する。
2. 引用したい申請を選択し、ページ下部から「再利用申請」を押す。
3. 1人目の申込と異なる部分（氏名など）を打ち換え、2人目の申請を完了する。

(6) 添付書類のオンライン提出は、どのような形で行うのですか。

申込の最後に、書類を添付する画面に移ります。

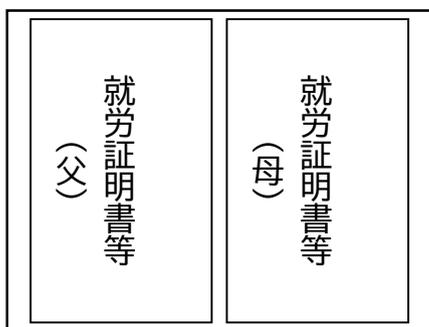
スマートフォンで申込の場合は、次の①②どちらの方法でも提出ができます。

PCなどで端末にカメラがついていない場合は、②により提出してください。

- ① 添付画面でカメラが立ち上がるので、書類を撮影して添付する
- ② 端末に保存された書類データ（画像可）を選択して添付する

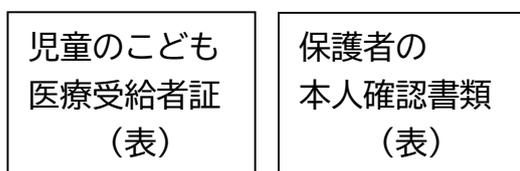
(7) 添付書類をまとめて撮影する場合どのように撮影するとよいですか。

▼撮影イメージ（父の就労証明書等＋母の就労証明書等）



⇒ファイルサイズを抑えるため、
2枚並べてスマートフォンを横向きにして撮影。
祖父母も同様に行ってください。

▼撮影イメージ（児童の保険証＋申込をする保護者の本人確認書類）



⇒2枚並べて撮影

(8) 「申請内容修正のお願い」というメールが届きましたが、どうすればよいですか。

申込事項に不備があった場合、福井県電子申請サービスから上記のメールが届きます。

一部訂正はできませんので、再度申込を行ってください。（方法は(12)と同じ）

(9) 申込が届いているか不安です。

申込をしたすぐ後に、福井県電子申請サービスから自動的に「申請受付のお知らせ」と

いうメールが送られます。この時点で申込は届いています。

- ①申込直後に、福井県電子申請サービスから自動的に「申請受付のお知らせ」というメールが送られます。
- ②書類に不備がなく、市が申込を「受理」すると、「審査開始のお知らせ」というメールが送られます。

2. 就労証明書などの「保育を必要とする理由を示す書類」について

(10) 就労証明書などの添付が省略できるのはどのような場合ですか。

令和8年度保育所などの入園申し込み時に、父母の就労証明書を提出した方は、添付を省略できますが、提出していない祖父母やおじ・おばなどの分は別途必要です。また、令和8年度放課後児童クラブ申し込み時に、就労証明書を提出した方や、令和7年度の夏休み、冬休みに学びと遊びと体験の広場を申し込んだ際に、就労証明書などを提出し状況に変更がない方も添付を省略できます。

(11) 19歳の兄や姉も保育を必要とする理由を示す書類の提出が必要ですか。

19歳の兄や姉も書類提出が必要です。在学証明書や就労証明書など、保育を必要とする理由を示す書類を提出してください。

(12) 児童の父親（母親）が遠方に単身赴任していますが、就労証明書は必要ですか。

保護者（父母）が遠方に居住している場合であっても、就労証明書などの保育を必要とする理由を示す書類は必要です。
※祖父母が遠方（校区外）に居住している場合は、就労証明書などの書類は不要です。

(13) 同居の祖父母、校区内の祖父母が高齢ですが、就労証明書等は必要ですか。

76歳以上の方は、保育を必要とする理由を示す書類は不要です。